

学校において予防すべき感染症と出席停止について

下記の病気に罹患した場合、他の学生・職員に感染するおそれがあり、学校保健安全法により出席停止となります。これらに罹患した場合は、事務室・担当教官・実習先などに連絡するとともに、主治医の指示に従って療養してください。

罹患期間は、本学では「公欠扱い」とはなりません。所定の手続きをすることで授業・試験に関わる指導・援助を受けることができます。治癒して登校する際は『「学校において予防すべき感染症」治癒証明書』（診断書など）を持参し、事務室に提出してください。

学校において予防すべき感染症 (学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条)

感染症の種類		出席停止期間の基準 (※1)
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体インフルエンザウイルス A (H5N1) であるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ (H5N1) を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(※2)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※1. 第二種感染症の出席停止期間は基準であって、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

※2. その他の感染症（ノロウイルス感染症、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症など）は、校長が学校医の意見を聞き、緊急的に第三種感染症として扱う場合があります。

主治医様

「学校において予防すべき感染症」の治癒証明書記入について（ご依頼）

本学学生について、下記証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

高崎健康福祉大学 事務局 027-352-1290

「学校において予防すべき感染症」治癒証明書

氏名： _____ (_____ 年 月 日生)

病名： _____

1. 上記疾患が治癒し、登校に支障ないことを証明します。
2. 下記の期間出席停止が妥当であったことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名：

住 所：

電 話：

医 師 名：

印

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条・第19条）

感染症の種類	出席停止期間の基準（※1）
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）鳥インフルエンザ（病原体インフルエンザウイルス A (H5N1) であるものに限る）	治癒するまで
第二種 インフルエンザ （鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（※2）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※1. 第二種感染症の出席停止期間は基準であって、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

※2. その他の感染症（ノロウイルス感染症、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症など）は、校長が学校医の意見を聞き、緊急的に第三種感染症として扱う場合があります。